

意見書（案）第17号

国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	高 谷 真一朗
賛成者	〃	岩 見 大 三
〃	〃	小 幡 和 仁
〃	〃	谷 口 敏 也

## 国民の命と暮らしを守る新型コロナウイルス感染症対策の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症に対して政府が進めてきた政策では、感染抑制と感染拡大の波が何度となく繰り返され、社会経済活動の制約が長期にわたり、国民生活や経済に深刻な影響を与えている。その上、デルタ株の感染拡大や緊急事態宣言が発出されても人流が十分に抑えられなくなったことなどもあり、これまでにない新規感染者数を記録するとともに、特に50代以下の重症化が顕著に見られるようになってきている。医療逼迫により助かる命が助からなくなるという最悪の事態を即刻食い止めなければならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、国民の命と暮らしを守る観点から、下記の事項を徹底し、万全の対策を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 新型コロナウイルス感染症の中等症患者については、従来どおり入院して加療を行うという原則を堅持すること。そのために、都道府県を越えて患者を受け入れる体制や医療関係者を融通し合う体制等を整備すること。
- 2 あらゆる方策を講じても入院ができない場合には、医療体制が特に逼迫している地域に、全国から医療従事者のマンパワーを結集するとともに、臨時の医療施設を設置し、酸素吸入器付きの入院待機ステーションや宿泊療養施設を十分確保するなど、必要な医療を受けられる体制を整備すること。
- 3 様々な手を尽くしても感染急拡大により、やむを得ず患者が自宅療養する場合には、少なくとも在宅で持続的な酸素投与ができる体制を整備するとともに、感染防護品を確実に供給すること。また、自宅療養中に容体が悪化した場合に、迅速に対応し、確実に入院できる体制を整備すること。
- 4 自宅等で療養している患者が診療を受けられずに放置されることがないように、確実に訪問診療等を受けられる体制を整備すること。
- 5 抗体カクテル療法が必要な場合は、宿泊療養施設や医療機関の外来などでも確実にかつ安全に受けられるよう供給量を確保し、速やかに体制を整備すること。
- 6 新型コロナウイルス患者に対応した医療従事者等への慰労金を速やかに再支給すること。
- 7 必要な人が検査を受けられる体制を整備するとともに、保健所体制の抜本的強化を行うこと。
- 8 生活困窮者を対象に、1人につき10万円の特別給付金を速やかに支給すること。
- 9 二人親家庭も含む低所得の子育て家庭に対して、児童1人当たり5万円の特別

給付金を再支給すること。

- 10 国内の経済的影響が引き続き深刻であることに鑑み、事業規模に配慮しつつ、給付要件を緩和して、持続化給付金を再支給すること。
- 11 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のさらなる追加交付をすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年9月30日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち